

基準の内容：幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準

関係法令等(※1)		札幌市対応	
内容	区分	対応	理由
施設設備に関する基準			
1. 園舎位置	参酌すべき基準(※2)	国基準と同じ内容を定める。	国が定める基準は、認定こども園の適切な運営に妥当であると判断されるため。
2. 園舎面積	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。	同上
3. 保育室等の面積	参酌すべき基準	乳児室：ほふくしない0・1歳児×3.3m ² ほふく室：ほふくする0・1歳児×3.3m ² 保育室又は遊戯室：2歳以上児×1.98m ²	従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定したいため。
4. その他園舎基準	参酌すべき基準	地方裁量型について、保育室等を2階以上に設置する場合は保育所の基準に準じ、構造、避難設備等の規定を設ける。 ※既存園は経過措置を適用	同上
5. 園庭位置	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。	国が定める基準は、認定こども園の適切な運営に妥当であると判断されるため。
6. 園庭面積	参酌すべき基準	同上	同上
7. 調理室設置	参酌すべき基準	幼稚園型は国基準と同じ内容を定める。 保育所型及び地方裁量型については、調理室を必置とする。	食事提供について、保育所型及び地方裁量型は認定こども園内で調理する方法とすることから、調理室が必要になるため。
8. その他必置設備	参酌すべき基準	地方裁量型について、便所と医務室を必置とする。(満2歳未満の園児を入所させる場合) ※既存園は経過措置を適用	従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定したいため。

関係法令等(※1)		札幌市対応	
内容	区分	対応	理由
職員配置に関する基準			
9. 職員配置	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。	国が定める基準は、認定こども園の適切な運営に妥当であると判断されるため。
10. 学級編成	参酌すべき基準	同上	同上
11. 職員資格に関する基準			
(1) 満3歳未満の保育従事者	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。	国が定める基準は、認定こども園の適切な運営に妥当であると判断されるため。
(2) 満3歳以上の教育及保育従事者	参酌すべき基準	同上	同上
(3) 学級担任	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。 ただし、地方裁量型及び保育所型に関しては、学級担任の3分の1以上は幼稚園の教員の免許状を有するものとする。	「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」の基準に準じる。 一定程度の教育の質を確保する観点から、認可外保育施設指導監督基準を準用し、有資格者の最低数を規定したいため。
(4) 満3歳以上の保育従事者	参酌すべき基準	国基準と同じ内容を定める。 ただし、幼稚園型及び地方裁量型に関しては、保育従事者の3分の1以上は保育士とする。	「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」の基準に準じる。 一定程度の教育の質を確保する観点から、認可外保育施設指導監督基準を準用し、有資格者の最低数を規定したいため。
12. 認定こども園の長に関する基準	参酌すべき基準	認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ・幼稚園の園長の資格を有する者 ・2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると市長が認める者。	「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」の基準に準じる。 総合の施設長として最低限、幼稚園又は保育所の運営に精通している必要があることから、幼稚園の園長又は保育所の所長としての要件を規定したいため。

関係法令等(※1)		札幌市対応	
内容	区分	対応	理由
13. 子育て支援事業に従事する職員に関する基準	基準なし	基準なし	幼保連携型認定こども園の設備・運営基準条例で定めていないことから、幼保連携型以外の認定こども園も同等の並びとするため。
14. 食事提供	参酌すべき基準	・調理業務外部委託については、国基準で掲げられている要件を満たしており、かつ、管理栄養士又は栄養士をおく場合に限る。 ・保育所型及び地方裁量型は、認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。	調理業務外部委託については、従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定したいため。 保育所型及び地方裁量型の外部搬入については、従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定したいため。
その他運営基準			
15. 教育及び保育の内容	参酌すべき基準	国基準と同等の内容を定める。	国が定める基準は、認定こども園の適切な運営に妥当であると判断されるため。
16. 保育者の資質向上等	参酌すべき基準	同上	同上
17. 子育て支援	参酌すべき基準	同上	同上
18. 管理運営等	参酌すべき基準	同上	同上

※1 関係法令等：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に係る法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の整備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）

※2 参酌すべき基準：法令の「参酌すべき基準」を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容